

消防殉職者遺児への奨学金の寄付について

寄付のお願い

消防育英会におきましては、災害等により殉職された消防団員等の遺児の皆さんに対して、奨学金を差し上げておりますが、近年の低金利によって基本財産の運用利回りが減少し、毎年資金不足を生じております。

つきましては、消防遺児に対する育英奨学事業に、ご支援のご意向をお持ちの方は、誠に恐縮ですが、ご寄付をお願いいたします。

なお、東日本大震災消防殉職者遺児育英奨学基金への寄付は、おおむね目標額を達成することができました。

このご寄付については、税額控除等の税制上の優遇措置の対象とされております。

寄付の方法について

寄付の方法については、下記のいずれかの口座への振り込み、現金送付又は持参でお願いいたします。

なお、振り込み手数料は寄付される方でご負担をお願いします。(領収書等の必要な方は別添の『寄付金申込書』の活用をお願いします。)

記

寄付金の振込先

- 1 りそな銀行・東京公務部(銀行コード0010・支店コード295)
口座名:公益財団法人消防育英会【 ザイ)ショウボウイクエイカイ 】
口座番号:普通預金 6103645
- 2 ゆうちょ銀行(金融機関コード9900)
口座名:公益財団法人消防育英会【 ザイ)ショウボウイクエイカイ 】
ゆうちょ銀行から振り込む場合の口座番号
記号 10120 番号80232731
他の銀行等から振り込む場合の口座番号
店名 〇一八(ゼロイチハチ) 店番 018
預金種目 普通預金 口座番号 8023273

寄付に関する税制上の優遇措置について

1 個人が支出する寄付金

当会への寄付金は、従前より「所得控除」が適用されておりましたが、平成24年10月26日に、内閣府から「税額控除」を適用できる法人である旨の証明書の交付がなされましたので、証明書交付日以降の寄付金につきましては、「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な控除が受けられるようになりました。

所得控除

年間の寄付金額 - 2,000円 = 所得控除額

控除できる**年間の寄付金額**は「同年の総所得金額等の40%」が限度額となります。

税額控除

(年間の寄付金額 - 2,000円) × 40% = 税額控除額

控除できる**年間の寄付金額**は「同年の総所得金額等の40%」が限度額となります。

税額控除額は「その年の所得税額の25%」が限度額となります。

留意点等

(ア) 上記 及び の控除される額が、どちらが多いかについては、個人の総所得金額によって変わります。

(イ) 控除申告の際は、当会発行の「領収書」及び「税額控除に係る証明書」の写し(税額控除の場合に使用)の添付が必要です。

(ウ) 詳しくは税務署でお尋ねください。

2 法人が支出する寄付金

会社などの法人が当会に対して支出した寄付金については、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人としての別枠の損金算入限度額が設けられています。

別枠の損金算入限度額 = (所得金額の6.25% + 資本金等の額の0.375%) × 1/2

お問い合わせ先

公益財団法人 消防育英会

〒105 - 0001 東京都港区虎ノ門 2 丁目 9 - 16

電話 03(3591)0543 FAX 03(3503)1480

E-mail : ikueikai@nissho.or.jp

本会の奨学金には競輪事業の収益があげられています。

